# 第2章

# 精神的・身体的被害の 回復・防止への取組

1	保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)…18
2	安全の確保(基本法第15条関係)29

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)…39

# 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

# (1) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

# (1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の内容の充実等

# 【施策番号39】

厚生労働省においては、「PTSD(心的外傷後ストレス障害)対策専門研修」で医師、看護師、保健師、精神保健福祉士等を対象としたPTSD等への技能研修を行い、精神保健福祉センター、医療機関、保健所等における地域住民等に対する相談支援の充実を図っている。

「PTSD対策専門研修」では、犯罪被害者等の心のケアに関する研修も実施しており、平成28年度は223人が受講した。

# (2) PTSDの診断及び治療に係る医療 保険適用の範囲の拡大

#### 【施策番号40】

厚生労働省においては、平成28年度の診療報酬改定において、PTSDに対する認知療法・認知行動療法を新たに保険適用としたほか、PTSDの診断及び治療を含む精神療法について、次のとおり医療保険適用の範囲の拡大や診療報酬の評価の充実を段階的に図っている。

18年度の診療報酬改定: PTSDの診断のための心理テストを保険適用とした。

22年度の診療報酬改定:通院・在宅における精神療法を長時間(30分以上)行う場合の評価を充実した。

24年度の診療報酬改定:精神科救急医療体制の確保に協力を行っている精神保健指定医等が行う通院・在宅における精神療法の評価を充実した。

26年度の診療報酬改定:通院・在宅における精神療法において、20歳未満の患者に対す

る診療の評価を充実(必要に応じて児童相談所等と連携すること等を要件とし、評価を引上げ)した。また、在宅における精神療法を長時間(60分以上)行う場合の評価を新設した。

# (3) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供

# 【施策番号41】

厚生労働省においては、平成19年4月か ら、医療機関に対し、医療機能に関する一定 の情報について、都道府県への報告を義務付 け、都道府県が医療機関の診療科目、医師や 看護師数等の基本的な情報、提供する医療の 内容に関する情報及び医療連携や医療安全に 関する情報を比較できるように整理し、イン ターネット等で住民が利用しやすい形で公表 する医療機能情報提供制度を施行している。 同制度の報告事項には、PTSD治療の可否 も含まれており、厚生労働省においては、政 府広報 (ラジオ放送) やウェブサイトを活用 し、医療機能情報提供制度の周知に努めてい る (http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/iryou/ teikyouseido/index.html) o

# (4) PTSD治療に係る自立支援医療制 度の利用の周知

#### 【施策番号42】

厚生労働省においては、「犯罪被害者等の PTSD治療に係る自立支援医療(精神通院 医療)の利用について(周知依頼)」(平成28 年4月28日付け厚生労働省社会・援護局障害 保健福祉部精神・障害保健課長通知)により、各都道府県・指定都市障害保健福祉主管 部(局)長に対して、PTSD治療(保険診療に限る。)が自立支援医療(精神通院医療)の対象となることについて、広報等を通じた周知を依頼した。

# (5) 犯罪被害者等への適切な対応に資する医学教育の促進

# 【施策番号43】

文部科学省においては、平成23年3月に「医学教育モデル・コア・カリキュラム」 (http://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/koutou/033-1/toushin/1304433.htm)を改訂し、PTSDについて明記するとともに、28年5月に開催された全国医学部長病院長会議における総会を始めとした医学部関係者が参加する各種会議で第3次基本計画の内容を紹介し、各大学におけるカリキュラム改革の取組を要請している。

また、厚生労働省においては、医学部卒業 後の医師臨床研修の到達目標に、経験が求め られる疾患として精神・神経系疾患を位置付 けており、研修医の精神疾患に対する理解を 促進している。

# (6) 精神保健福祉センターに対する犯罪 被害者等支援業務についての理解促進

### 【施策番号44】

精神保健福祉センターにおいては、心のケアが必要な犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談・支援を行っているところ、厚生労働省においては、平成20年度に「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」で取りまとめられた「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo\_tebikizenbun.pdf)を、精神保健福祉センターに配布し、支援の充実を図っている。

また、必要に応じて、厚生労働省が主催す

る精神保健福祉センター長会議で犯罪被害者 等に関する議題を取り上げることとしてい る。

# (7) 地域格差のない迅速かつ適切な救急 医療の提供

# 【施策番号45】

厚生労働省においては、ドクターカー・ドクターへリの普及や、初期救急、入院を要する救急である二次救急、救命救急である三次救急の救急医療体制の体系的な整備を図っている。また、消防庁及び厚生労働省においては、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等の質を担保するとともに、平成28年10月現在、全都道府県及び243の地域単位のメディカルコントロール(MC)協議会の質を底上げし、MC体制\*を充実強化することを目的として、全国MC協議会連絡会を開催している。

# (8) 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

### 【施策番号46】

厚生労働省においては、救命救急センター に犯罪被害者等が搬送された場合にも、救急 医療の実施と併せて、精神科の医師による診 療等が速やかに行われるよう、精神科の医師 を必要に応じ適時確保することを各都道府県 に求めている。

平成27年度末時点で、209の救命救急センターが救急医療の実施と併せて、精神科の医師による診療等が行える体制を整備している(厚生労働省ウェブサイト:http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148214.html参照)。

<sup>※</sup> 救急現場から医療機関に搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う救急医療活動について、医師による指示、指導・助言、 事後検証を行い、その質を保障する体制。

# (9) 交通事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

# 【施策番号47】

国土交通省においては、自動車事故による 重度後遺障害者で在宅介護を受けている者の 入院を積極的に受け入れる短期入院協力病院 を平成27年度に新たに15病院指定した。これ により、指定を受けている病院は全国で157 となった。また、病院に加えて、25年度より 障害者支援施設等を短期入所協力施設として 指定することを始め、27年度には21施設を新 たに指定した。これにより、指定を受けてい る施設は全国で49となった。

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA [ナスバ]: http://www.nasva.go.jp/)においては、全国8か所(療護センター4か所、療護施設機能一部委託病床4か所)の療護施設において、自動車事故による遷延性意識障害者に対する高度な治療・手厚い看護を実施するとともに、訪問支援、被害者やその家族との交流会、各種被害者団体との意見交換会への参加等を通じて、被害者やその家族の実情、要望等の把握に努めている。

#### ナスバの被害者支援



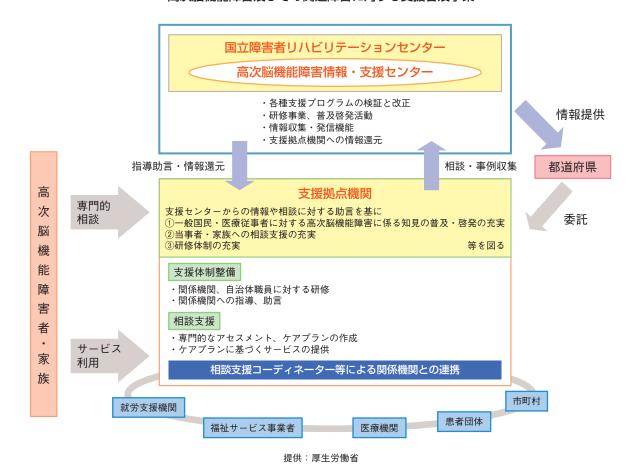
提供:国土交通省

# 10) 高次脳機能障害者への支援の充実 【施策番号48】

厚生労働省においては、各都道府県に高次 脳機能障害者に対する支援を行うための支援 拠点機関を設置し、相談支援コーディネー ターによる専門的な相談支援、関係機関との 地域ネットワークの充実、高次脳機能障害の 支援手法等に関する研修等を行う、高次脳機 能障害及びその関連障害に対する支援普及事 業を実施している。

また、国立障害者リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害情報・支援センターを設置(平成23年10月)し、高次脳機能障害に関する最新の支援情報を始めとする様々な情報を集約し、高次脳機能障害のある者やその家族、支援関係者等に役立つ情報をウェブサイトで発信する体制を整備するなど、情報提供機能の強化を図っている。特に、専用ページ(http://www.rehab.go.jp/brain\_fukyu/)において、高次脳機能障害のある者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービスの対象であることや、疾患や年齢に応じた制度等を掲載し、周知を図っている。

### 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業



# (11) **思春期精神保健の専門家の養成** 【施策番号49】

厚生労働省においては、思春期精神保健対 策専門研修として、医療従事者及びひきこも り支援従事者を対象に、児童虐待や家庭内暴 力等に起因する精神障害等、子供の心の診療 に関連した系統講義を行っている。

平成28年度は、医療従事者専門研修(全2回)に延べ84人、ひきこもり対策研修に149人が参加した。

# (12) 被害少年等のための治療等の専門家 の養成、体制整備及び施設の増強に資 する施策の実施

# 【施策番号50】

厚生労働省においては、虐待を受けた子供の児童養護施設等への入所が増えていることを受け、児童養護施設等に心理療法担当職員及び被虐待児個別対応職員の配置を義務化

(平成23年度) するなど、適切な援助体制を 確保している。

また、児童相談所においては、円滑な業務遂行のため、指導及び教育を行う児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)、児童福祉司、相談員、医師(精神科又は小児科を専門とする医師)又は保健師、指導及び教育を行う児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士等を配置するとともに、子供の相談援助活動を行うに当たって専門的医学的な判断や治療を必要とする場合には、医療機関の受診に関する援助を行うこととしている。

28年4月現在、全国の児童相談所には、 1.329人の児童心理司が配置されている。

児童相談所の設置状況・職員配置状況

	児童 相談所数	児童 福祉司数	児童 心理司数
平成21年4月1日現在**	201	2,428	1,065
平成22年4月1日現在**	205	2,477	1,108
平成23年4月1日現在	206	2,606	1,162
平成24年4月1日現在	207	2,670	1,193
平成25年4月1日現在	207	2,771	1,237
平成26年4月1日現在	207	2,829	1,261
平成27年4月1日現在	208	2,934	1,293
平成28年4月1日現在	209	3,030	1,329

※平成21年の児童相談所数については、平成21年5月1日現在 ※平成22年の児童相談所数については、平成22年5月10日現在

提供:厚牛労働省

# (13) 里親制度の充実

### 【施策番号51】

厚生労働省においては、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律(以下「児童福祉法等改正法」という。)により改正された児童福祉法(29年4月施行)に基づき、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親等への委託を優先することとしている。また、都道府県(児童相談所)の業務として里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付け、里親委託を推進することとしている。

# (14) 児童虐待に対する夜間・休日対応の 充実等

### 【施策番号52】

ア 厚生労働省においては、児童相談所が夜間・休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制を整備するための予算補助を行っており、平成29年3月現在、全ての児童相談所で24時間・365日対応できる体制が確保されている(69自治体、210か所)。

#### 【施策番号53】

イ 厚生労働省においては、都道府県が、児 童相談所では対応しきれない医学的判断・ 治療が必要となるケースについて迅速かつ 適切に対応するため、地域の医療機関を協 力医療機関に指定し、医学的知見から個々 のケースに応じた心身の治療の必要性等に ついて専門的技術的助言を得る取組に対 し、予算補助を行っている。

# (15) 被害少年等の保護に関する学校及び 児童相談所等の連携の充実

# 【施策番号54】

平成28年5月に成立した児童福祉法等改正 法により改正された児童福祉法及び児童虐待 の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止 法」という。) において、保護者の養育を支 援することが特に必要と認められる子供等 (以下「要支援児童等」という。) と思われる 者に日頃から接する機会の多い病院、診療 所、児童福祉施設、学校等は、要支援児童等 と思われる者を把握した場合、当該者の情報 を現在地の市町村に提供するよう努めなけれ ばならないこととされるとともに、子供の医 療、福祉又は教育に関係する機関等は、児童 相談所等から児童虐待の防止等に関する資料 等の提供を求められたときは、当該資料等を 提供することができることとされた。これら の改正を踏まえ、各機関は、情報連携の充実 を図っている(P44コラム7「児童福祉法等 の改正 | 参照)。

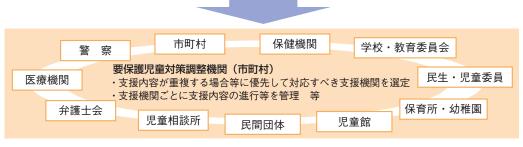
また、地方公共団体が設置する要保護児童対策地域協議会は、虐待を受けている子供等の早期発見や適切な保護を図るため、児童相談所、学校・教育委員会、警察等の関係機関と要保護児童やその保護者等(以下「支援対象児童等」という。)に関する情報共有や、支援内容の協議を行うこととしており、その結果を踏まえ、関係機関が適切な連携の下で対応している。同協議会は、28年4月現在、99.2%の市町村で設置されている。

#### 要保護児童対策地域協議会

### 果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・適切な連携の下で対応していくことが重要
- であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、
- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確 化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



提供:厚生労働省

# コラム2



# 学校及び児童相談所等の連携による取組

児童虐待の防止等のためには、学校と関係機関の連携を強化することが必要である。

A市では、児童を虐待から保護するに当たり、学校と児童相談所等の被害少年等を保護する関係機関との連携を充実させる取組を実施している。

以下、同市における、児童虐待と児童の問題行動に関して、学校と関係機関が連携し、支援 を行った事例を紹介する。

児童は、両親が離婚後、母親に引き取られていたが、母親の交際相手の男性は、母親や児童 に対して暴言や暴力を振るうようになった。

また、児童の父親が複数回変わるという複雑な家庭環境もあって、小学校低学年から児童の問題行動(自宅近辺での火遊び等)が報告されており、家庭及び学校から警察に度々相談がなされていた。

このような状態が続く中、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーにより、児童相 談所や警察等の関係機関を含めた支援体制の構築が検討された。

スクールソーシャルワーカーは、まず、児童の学校での様子や生活態度を観察しながら面談を重ね、児童との信頼関係を築いた。次に、学校内での理解促進と支援の輪を広げるため、校内会議で全教職員と情報共有を行うとともに、養護教諭や生活指導担当教諭と支援方法を検討した。さらに、児童相談所や警察とも頻繁に連絡を取りつつ、要保護児童対策地域協議会に情報提供し、学校、地方公共団体及び関係機関が連携する地域一体となった支援体制を構築した。

児童は一時保護され、行動診断や知能検査等が実施された。その後、家庭での生活が可能と 判断され、1か月後に家庭に戻ってからは児童の生活態度が改善されるとともに、母親の交際 相手の男性からの暴力がなくなるなど、家庭環境も改善された。

引き続き、学校、関係機関が見守りを続けているが、児童は「母親が自分の話をよく聞いて くれるようになった。」と話しており、現在も元気に通学中である。

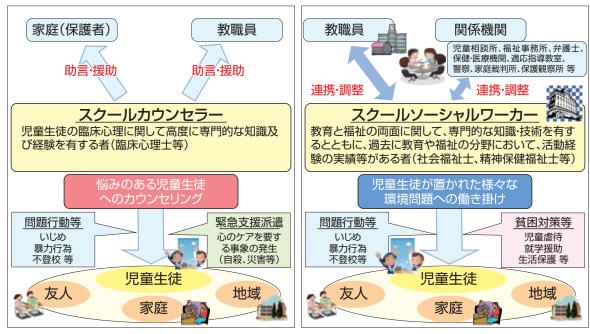
# (16) 被害少年等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等

# 【施策番号55】

ア 文部科学省においては、犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、学校における教育相談体制の充実に取り組んでいる。具体的には、児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置及び緊急支援のための派遣に対して補助を行っている。平成28年度においては、スクールカ

ウンセラーを小・中学校等に適切に配置できる経費(2万5,500校分)を予算措置した。また、教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの教育機関等への配置に対して補助を行っている。28年度においては、スクールソーシャルワーカーを小・中・高等学校のために配置する経費(3,047人分)を予算措置した。

### スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活動概要



提供: 文部科学省

#### 【施策番号56】

イ 教職員が犯罪被害者等である児童生徒の 相談等にも的確に対応できるよう、大学の 教職課程においては、カウンセリングに関 する基礎的な知識を含む教育相談の理論及 び方法を必ず取り扱うこととされている。 また、地方公共団体の教育相談指導者を対 象として、犯罪被害者等に関する内容を含 む教育相談の研修を実施している。

# (17) 被害少年が受ける精神的打撃軽減の ための継続的支援の推進

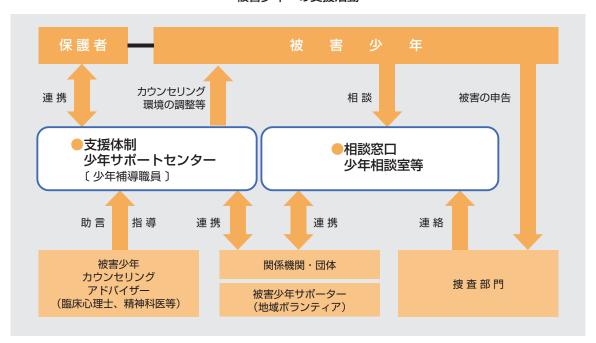
#### 【施策番号57】

人格形成の途上にある少年が被害を受けた場合、その後の健全育成に与える影響が大きいことから、警察においては、被害少年の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年補導職員等による指導・助言のほか、カウンセリング等の継続的な支援を行っている。

被害少年の支援に際しては、臨床心理学、 精神医学等の高度な知識・技能を有する部外 の専門家を被害少年カウンセリングアドバイ ザーとして委嘱し、その適切な指導・助言を 受けながら支援を実施するとともに、それぞれの地域においては、保護者等との緊密な連 携の下に、少年を取り巻く日常の環境の変化 や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活 動を行うボランティアを被害少年サポーター として委嘱し、これらの者と連携した支援活 動を推進している。

また、平成28年中、児童ポルノ事犯の検挙 を通じて新たに特定された被害児童は、過去 最多(1,313人)となり、このうち、14.1%は 抵抗するすべを持たない低年齢児童(小学生 以下)であるなど、児童ポルノを巡る情勢は 引き続き深刻な状況にある。警察では、この ような情勢を踏まえ、28年7月に犯罪対策閣 僚会議において決定された「第三次児童ポル ノ排除総合対策」に基づき、関係省庁と連携 した被害児童の早期発見及び支援活動を推進 した。

#### 被害少年への支援活動



# (18) 警察における性犯罪被害者に対する カウンセリングの充実

#### 【施策番号58】

警察においては、平成28年4月現在、37都 道府県警察で134名(うち臨床心理士82名)の部内カウンセラーを配置するとともに、13 都府県警察でカウンセリング費用の公費負担 制度を運用している(P9【施策番号15】参照)。

#### 警察におけるカウンセリングの様子



# (19) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

# 【施策番号59】

厚生労働省においては、性犯罪被害者を含め、緊急避妊を必要とする者が、緊急避妊薬の使用目的や使用方法等を含め、緊急避妊の方法等に関する情報を得られるよう、保健所や女性健康支援センター等を通じ情報提供を行っている。

# (20) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

# 【施策番号60】

厚生労働省においては、医師・看護師等の職種が連携し、各々の専門性を発揮して性犯罪も含めた暴力被害者支援に取り組んでいる実践的な事例を盛り込んだ「チーム医療推進のための基本的な考え方と実践的事例集」をウェブサイト(http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ehf7.html)等で周知している。

# (21) ワンストップ支援センターの設置促進

#### 【施策番号61】

ア 警察庁においては、関係省庁、地方公共 団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の 団体に対し、「犯罪被害者等施策メールマ ガジン」を通じてワンストップ支援セン ターの開設状況や効果的な広報啓発活動に ついて情報提供を行うなどにより、地方公 共団体における性犯罪被害者支援に係る関 係部局や医療機関、犯罪被害者等の援助を 行う民間の団体間の連携・協力の充実・強 化を要請している。

# 【施策番号62】

イ 内閣府においては、性犯罪被害者等が安 心して相談をし、必要な支援を受けられる 環境を整備するため、地方公共団体の職員 や性犯罪被害者等の支援を行う支援員を対 象とした研修を実施し、先進的な取組等の 好事例を紹介するなどしている。

# 【施策番号63】

ウ 厚生労働省においては、都道府県等の協力を得て、犯罪被害者支援団体、医師等医療関係者等から、ワンストップ支援センター開設に向けた相談があった場合には、協力が可能な医療機関の情報を収集し、当該団体等に提供することとしている。

# 【施策番号64】

エ 厚生労働省においては、平成28年3月、 告示改正を行い、医療機能情報提供制度の 内容に、ワンストップ支援センターが施設 内に設置されているかどうかに関する項目 を追加した(医療機能情報提供制度につい ては、P18【施策番号41】参照)。

### 【施策番号65】

オ 警察庁においては、各都道府県警察において行っている性犯罪被害の電話相談について、29年度予算で性犯罪被害者相談電話番号の統一化に要する経費を新たに予算措置し、全国共通の短縮ダイヤル番号(#4桁番号)を導入することにより、性犯罪被害者が相談しやすい環境の構築を図ること

# コラム3

# •

# 性犯罪・性暴力被害者支援交付金

内閣府では、都道府県によるワンストップ支援センターを活用した性犯罪・性暴力被害者支援の取組を促進するため、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設した。この交付金は、性犯罪等の被害を受けた被害者が心身共に回復するための支援を可能な限り1か所で提供するワンストップ支援センターの整備を各都道府県に促すとともに、その安定した運

営を図ることを目的としており、主な対象経費は、次のとおりである。

内閣府では、本交付金の創設により、都道府県による性犯罪・性暴力被害者支援の取組を加速することとしている。

### ○ 相談センターの運営に要する経費

性犯罪・性暴力の被害者から相談を受ける相談センターの運営に要する経費で、支援者(相談員等)の人件費、施設借料や備品費等のほか、被害者を関係機関・団体等につなぐための同行支援時の交通費や人件費等に要する経費を対象とする。

### ○ 支援者及び産婦人科医療従事者(産婦人科医、看護師)の研修に要する経費

ワンストップ支援センターの核となる機能(相談、コーディネート\*及び産婦人科医療)を 担う支援者及び産婦人科医療従事者(産婦人科医、看護師)に対する研修に要する経費を対象 とする。

#### ○ ワンストップ支援センターの広報啓発に要する経費

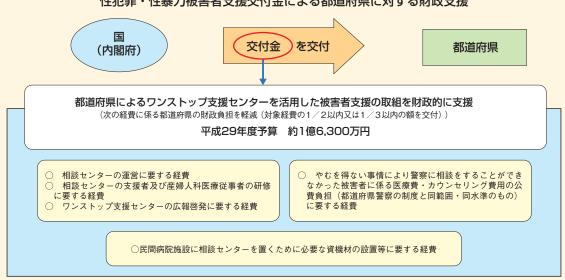
### ○ 医療費・カウンセリング費用

やむを得ない事情により警察に相談をすることができない被害者で、都道府県警察による公費負担制度(P9施策番号14、15参照)が適用されない場合、同制度と同範囲・同水準で都道府県が公費負担をした医療費・カウンセリング費用を対象とする。

#### ○ 拠点病院化に必要な資機材の設置等に要する経費

ワンストップ支援センターの拠点病院とするため、民間の病院施設内に相談センターを置く際、必要となる資機材の設置等に要する経費を対象とする。

#### 性犯罪・性暴力被害者支援交付金による都道府県に対する財政支援



<sup>※</sup> ここでは、被害者にとって必要な支援の選択肢を提供し、メリット・デメリットを説明した上で、希望する支援につなぐことをいう。

としている。

# 22 犯罪被害者等に関する専門的知識・ 技能を有する専門職の養成等

# 【施策番号66】

ア 警察庁においては、一般社団法人日本臨 床心理士会に働き掛け、犯罪被害者等に関 する専門的知識・技能を有する臨床心理士 の養成及び研修の実施を促進している。

また、犯罪被害者週間の実施に当たり、 同会や各都道府県の臨床心理士会、臨床心 理士受験資格に関する指定大学院に広報啓 発ポスターや啓発イベントの開催案内を送 付し、臨床心理士等の参加を呼び掛けるな どしている。

# 【施策番号67】

イ 警察庁においては、社会福祉士がインターネットを通じていつでも基本法や第3次基本計画の内容等について学ぶことができるe-ラーニングのコンテンツ作成について、公益社団法人日本社会福祉士会に協力し、犯罪被害者等に関する専門的な知識・技能を有する社会福祉士の養成及び研修の実施に努めている。

また、犯罪被害者週間の実施に当たり、 厚生労働省と連携して、同会や各都道府県 の社会福祉士会、社会福祉学科等を設けて いる大学に広報啓発ポスターや啓発イベン トの開催案内を送付し、社会福祉士等の参 加を呼び掛けるなどしている。

# (23) 法科大学院における教育による犯罪 被害者等への理解の向上の促進

# 【施策番号68】

文部科学省においては、犯罪被害者等に対する理解の向上を含め、真に国民の期待と信頼に応え得る法曹の養成に努めるよう、法科大学院に促している。法科大学院においては、これに応え、犯罪被害者等の実態を把握・分析し、犯罪被害者等の法的地位、損害回復の方法、被害者支援活動における課題等を考察する「被害者学」、「被害者と法」等の

授業科目を開設するなどの取組を行っている。

# (24) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の周知

# 【施策番号69】

厚生労働省においては、医療機能情報提供制度(P18【施策番号41】参照)を運用し、 犯罪被害者等を含む患者が、医療に関する情報を得られ、適切に医療機関を選択できるよう支援している。

# (25) **犯罪被害者等の受診情報等の適正な** 取扱い

# 【施策番号70】

ア 個人情報保護委員会及び厚生労働省にお いては、医療機関等による個人情報の適切 な取扱いを確保する目的で、「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱 いのためのガイダンス | (平成29年4月14 日付け個人情報保護委員会事務局長・厚生 労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老 健局長通知)を定め、医療機関等に適切な 対応を求めている。また、厚生労働省にお いては、「診療情報の提供等に関する指針」 (15年9月12日付け厚生労働省医政局長通 知)を策定しており、医療機関等に適切な 対応を求めている。さらに、医療法に基づ き設置されている都道府県等の医療安全支 援センターにおいては、患者やその家族か ら個人情報の取扱いを含めた医療に関する 苦情・相談を受けた場合、当該患者やその 家族又は苦情・相談のあった医療機関の管 理者に対し、必要に応じて助言を行うこと とされている。医療保険者についても、 「健康保険組合等における個人情報の適切 な取扱いのためのガイダンスについて |(29 年4月14日付け個人情報保護委員会事務局 長・厚生労働省保険局長通知)等の関連ガ イダンスを通知し、引き続き適切な対応を 求めている。

# 【施策番号71】

イ 金融庁においては、犯罪被害者等の保険 利用に関する情報を始めとする個人情報の 取扱いに関し、保険会社に問題があると認 められる場合には、保険業法等に基づき、 保険会社に対する検査・監督において適切 な対応を行っている。

# (2) 安全の確保(基本法第15条関係)

# (1) 判決確定、保護処分決定後の加害者 に関する情報の犯罪被害者等への提供 の適正な運用

# 【施策番号72】

検察庁においては、事件の処理結果、公判期日、裁判結果等のほか、希望があるときは不起訴裁定の主文、不起訴裁定の理由の骨子等を犯罪被害者等に通知する、全国統一の被害者等通知制度を実施している。

平成19年12月から、同制度を拡充し、犯罪被害者等の希望に応じて、判決確定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っている。具体的には、加害者の受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月から、新たに、加害者の受刑中の刑事施設における懲罰及び褒賞の状況を通知することとした。

同じく、19年12月から、犯罪被害者等の希望に応じて、保護処分決定後の加害者に関する処遇状況等の情報について、少年鑑別所、少年院、地方更生保護委員会及び保護観察所が連携して通知を行っている。具体的には、少年院送致処分又は保護観察処分を受けた加害少年について、少年院における処遇状況に関する事項、促退院審理に関する事項、保護観察中の処遇状況に関する事項等を通知している。26年4月から、新たに、加害者の少年院在院中における賞、懲戒及び問題行動指導の状況を通知することとした。

保護観察所においては、保護観察中の処遇 状況に関する事項の一つとして、従前は保護 観察の終了予定年月のみを通知していたが、 26年4月から、これを年月日まで通知するほか、特別遵守事項に基づき実施する特定の犯罪傾向を改善するための専門的処遇プログラムの実施状況を通知することとした。

また、保護観察の開始に関する事項を通知する際、心情等伝達制度を含む更生保護における犯罪被害者等施策に関するリーフレット等を添付するなどして、通知制度を利用している犯罪被害者等に心情等伝達制度の周知を図り、問合せに応じて説明を行っている。

被害者等通知制度の28年中の実施状況については、通知希望者数は、7万4,399人であり、実際に通知を行った延べ数は13万1,452人であった。

法務省における被害者等通知制度の実施状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	47,690	76,691
平成15年	44,442	76,087
平成16年	45,967	75,877
平成17年	46,953	74,813
平成18年	50,504	76,377
平成19年	51,676	77,487
平成20年	55,330	91,818
平成21年	61,007	107,464
平成22年	62,993	114,996
平成23年	63,542	118,933
平成24年	67,750	122,376
平成25年	75,516	129,036
平成26年	79,660	135,545
平成27年	77,874	133,863
平成28年	74,399	131,452
合計	905,303	1,542,815

提供:法務省

# (2) 加害者に関する情報提供の適正な運用 【施策番号73】

警察においては、「再被害防止要綱」(平成

19年6月11日付け警察庁刑事局長等通達)に基づき、同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、再被害防止のための関連情報の収集、関連情報の教示・連絡体制の確立と要望の把握、自主警戒指導、警察による警戒措置、加害者への警告等の再被害防止措置を実施している。

これらの再被害防止措置の実施に当たっては、関係機関が緊密に連携しており、法務省においては、犯罪被害者等が加害者との接触回避等の措置を講じることにより再被害を避けることができるよう、出所情報通知制度を実施している。具体的には、警察から再被害防止措置上必要とする受刑者の釈放等に関する情報の通報要請があった場合、通報を行うのが相当であると認められるときは、受刑者の釈放等に関する情報(自由刑の執行終了による釈放予定と予定年月日・帰住予定地、仮釈放による釈放予定と予定年月日・指定帰住地等)を通報している。

また、犯罪被害者等が希望する場合、検察 官が相当と認めるときは、犯罪被害者等に対 し、受刑者の釈放前に釈放予定に関する通知 を行っている。

出所情報通知制度については、開始後15年

#### 犯罪被害者等に対する出所情報通知状況

	通知希望者数	通知者数
平成14年	264	125
平成15年	344	250
平成16年	622	440
平成17年	787	559
平成18年	1,135	779
平成19年	1,080	782
平成20年	855	663
平成21年	371	487
平成22年	391	490
平成23年	298	395
平成24年	300	361
平成25年	423	398
平成26年	414	338
平成27年	450	388
平成28年	426	418
合計	8,160	6,873

提供:法務省

経過したところであるが、各会議等において制度について周知を図り、実務担当者からも犯罪被害者等に対して案内をしている。

# (3) 警察における再被害防止措置の推進 【施策番号74】

ア 警察においては、子供を対象とした暴力 的性犯罪により刑事施設に服役している者 の出所予定日、出所後の帰住予定先等の出 所情報について、平成17年6月から、法務 省から提供を受けている。出所者の更生や 社会復帰を妨げないように配慮しつつ、犯 罪の予防等への活用を図っており、23年4 月から、訪問による所在確認や同意を前提 とした面談を取り入れるなどの再犯防止措 置を執っている。

【施策番号75】

イ P29【施策番号73】参照

# (4) 警察における保護対策の推進

【施策番号76】

警察においては、暴力団による犯罪の被害者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等に対する危害行為を防止し、その安全確保の徹底を図るため、組織の総合力を発揮した保護対策を実施している。

「保護対策実施要綱」(平成23年12月22日付け警察庁次長通達)に基づき指定した身辺警戒員(通称「PO」(Protection Officer))に対する教育・訓練を強化し、また、防犯カメラ等必要な装備資機材を拡充するとともに、保護対象者が警備業者の機械警備を利用する際には、その費用の一部を補助することとしている。

# (5) 保釈に関しての犯罪被害者等に対する安全への配慮の充実

【施策番号77】

法務省・検察庁においては、加害者の保釈に関し、検察官が、犯罪被害者等から事情を聞くなどによりその安全確保を考慮して裁判所に意見を提出するほか、保釈申請に対する

結果について犯罪被害者等に連絡するなど、 適切な対応に努めている。また、会議や研修 等の様々な機会を通じ、検察官等に犯罪被害 者等に対する安全配慮についての周知に努め ている。

# (6) 再被害防止に向けた関係機関の連携 の充実

# 【施策番号78】

ア 警察においては、配偶者等からの暴力事 案等に対し配偶者暴力相談支援センター等 の関係機関・団体と連携した被害者支援を 講じるなど、犯罪被害者等の立場に立った 適切な対応を図っている。

平成28年には、人身取引事犯の被害者に 対し、警察等への被害申告を多言語で呼び 掛けるリーフレット約29万部を作成し、関 係省庁、在京関係国大使館、関係国在外公 館、NGO等の犯罪被害者等の目に触れや すい場所に広く配布したほか、29年3月か らウェブサイト (http://www.npa.go.jp/ bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/ index.html) 上でも同リーフレットを周知 し、警察等への通報を呼び掛けている。ま た、28年7月、人身取引に関係する国の在 京大使館、国際機関、NGO等を集めてコ ンタクトポイント連絡会議を開催し、人身 取引被害者の発見・保護等に関する意見交 換を行うなどした。さらに、人身取引事犯 等の被害者となっている女性等の早期保護 を図るため、警察庁の委託を受けた民間団 体が、市民から匿名で事件情報の通報を受 け、これを警察に提供して、捜査等に役立 てる匿名通報事業を19年10月から実施して いる。

なお、「平成28年中における人身取引事 犯の検挙状況等について」の広報資料を ウェブサイト (http://www.npa.go.jp/ bureau/safetylife/hoan/jinshintorihiki/ h28kenkyozyoukyou.pdf) に掲載してい る。

児童虐待の被害者については、街頭補

導、少年相談等様々な活動の機会を通じ、 その早期発見と児童相談所への確実な通告 に努めている。また、各都道府県警察においては、国民に児童虐待事案の通告・通報 を促しているほか、22年2月から匿名通報 事業の対象に児童虐待事案を追加し、実施 している。さらに、都道府県知事・児童相 談所長による児童の安全確認や一時保護、 立入調査を円滑化するための援助を実施す るとともに、要保護児童対策地域協議会等 へ積極的に参加するなど、学校、児童相談 所等の関係機関との情報交換や連携強化に 努めている。

#### 匿名通報ダイヤル



配偶者からの暴力の被害者、人身取引の被害者等の保護に関しては、婦人相談所が児童相談所、警察等の関係機関と連携することが不可欠であることから、厚生労働省においては、その充実を図っている。特に、配偶者からの暴力被害者の保護と支援については、関係機関相互の共通認識・総合調整が必要不可欠であることから、婦人相談所においては、警察や福祉事務所等の

関係機関との連携を図るため、連絡会議や 事例検討会議を開催するとともに、事例集 や関係機関の役割等を掲載したパンフレッ トを作成し、関係機関に配布している。

また、児童相談所においては、触法少 年・ぐ犯少年の通告、棄児・迷子・虐待を 受けた子供等の要保護児童の通告等につい て、警察と連携を図っている。厚生労働省 においては、28年に「児童虐待への対応に おける警察との情報共有等の徹底につい て | (28年4月1日付け厚生労働省雇用均 等・児童家庭局総務課長通知)を発出し、 児童相談所及び市町村に対して、①児童虐 待が疑われる情報を覚知した警察からの照 会に対し、当該子供に係る過去の対応状況 等を確認し適切に回答する、②虐待通告・ 相談等により把握した児童虐待事案のう ち、刑事事件として立件の可能性があると 考えられる重篤な事案等を把握した場合 は、警察と迅速かつ確実に情報共有を行う よう要請した。

# 【施策番号79】

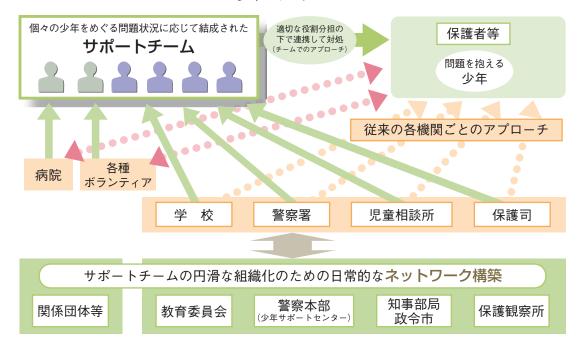
イ 警察庁及び文部科学省においては、警察 と学校等関係機関の通報連絡体制や要保護 児童対策地域協議会の活用、加害少年やそ の保護者に対する指導等の一層の充実を図り、再被害の防止に努めている。

警察においては、非行や犯罪被害等個々の少年の抱える問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っている。少年サポートチームの効果的な運用等連携を図るため、28年度においても、警察庁と文部科学省の合同で、都道府県警察、関係機関・団体の実務担当者を集めた協議会を開催した。

文部科学省においては、各教育委員会に 対し、学校と警察が連携し、児童生徒の問題行動に対応できるよう、生徒指導担当者 を対象とした会議の場や通知等で連携体制 の整備を促している。

また、支援対象児童等に関し、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」(17年2月25日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等を踏まえ、虐待を受けている子供を始めとする支援対象児童等の適切な保護を図るための関係機関との連携について教育委員会等に周知している。

#### 少年サポートチーム



# (7) **犯罪被害者等に関する情報の保護** 【施策番号80】

ア 法務省・検察庁においては、裁判所の決定があった場合、被害者の氏名及び住所その他被害者が特定されることとなる事項を公開の法廷で明らかにしない制度、平成28年に改正・施行された刑事訴訟法により導入された、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者の氏名等を被告人に知らせてはならない旨の条件を付するなどする措置をとることができる制度等について、円滑な運用に取り組んでいる。また、会議や研修等の機会を通じて検察官等への周知に努めている。

更生保護官署においても、保管する犯罪 被害者等を含む個人情報を適切に管理する よう会議や研修等の機会を通じて周知徹底 を図っている。

# 【施策番号81】

イ 検察庁においては、ストーカー事案に関し、事案に応じた適切な処理を行うとともに、捜査・公判の各段階において、犯罪被害者等に関する情報の保護に配慮した適切な対応に努めている。また、法務省・検察庁においては、会議等の機会を通じて、これらの検察官等への周知に努めている。

# 【施策番号82】

ウ 日本司法支援センターにおいては、常勤 弁護士を含む職員に対し、情報セキュリ ティに関する研修を行うなどして犯罪被害 者等の個人情報の取扱いに十分留意するよ う指導を行っている。

# 【施策番号83】

エ 総務省においては、平成16年に、関係省 令等を改正し、配偶者等からの暴力及びス トーカー行為等の被害者(以下この項目に おいて「DV被害者等」という。)の住民 票の写し等の交付等を制限する支援措置を 講じている。その後、18年に、住民基本台 帳法を改正し、犯罪被害者等の保護の観点 も含め住民基本台帳の閲覧制度等の抜本的 見直しを行い、何人でも閲覧を請求できる という従前の制度を廃止し、個人情報保護 に十分留意した制度として再構築した。20 年には、同様の観点から同法を改正し、住 民票の写し等の交付制度の見直しを行っ た。24年には、関係通知を改正し、支援措 置の対象について、配偶者等からの暴力及 びストーカー行為等に加え、児童虐待及び その他これらに準ずる行為を明示的に追加 するした。これらに基づく支援措置は、各 市区町村において実施されている。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度については、住民票の写し等の交付等に関する関係省令等の改正を踏まえ、17年に、配偶者等からの暴力及びストーカー行為等の加害者から、支援対象者が記載されている選挙人名簿の抄本の閲覧申立てがあった場合は拒否すること等を通知した。その後、18年には、公職選挙法を改正し、閲覧事項を不当な目的に利用されるおそれがあるなど、市町村選挙管理委員会が閲覧を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは閲覧を拒否できるとするなど、個人情報保護に配慮した制度へと見直しを行った。さらに、その厳格な取扱いについて、21年、27年に周知徹底を行っている。

法務省においては、戸籍事務について、 24年から、DV被害者等の住所、電話番号 等、DV被害者等の連絡先の記載がある届 書等について、戸籍法第48条第2項に基づ き、当該書類の閲覧請求又は当該書類に記 載した事項についての証明書の交付請求が なされた場合であって、DV被害者等から 市区町村長に対して、DV被害者等の住所 等が覚知されないような配慮を求める旨の 申入れがされ、かつ、住民基本台帳事務に おける支援措置が実施されているときに は、同事務における支援期間を満了するま での期間、DV被害者等の住所等を覚知さ れないように適宜の方法でマスキングをす る処置を施した上で、閲覧又は交付請求に 応じることとしている。その後、26年から は、DV被害者等の保護の観点から、申入 人から再度申入れをする意思がないことを確認できない間は、住民基本台帳事務における支援期間が満了していないものとみなしてマスキング処置をした上で閲覧又は交付請求に応じる取扱いを継続することとしている。

また、不動産登記事務について、25年か ら、不動産の所有権等の登記名義人が、登 記義務者として当該権利の移転等の登記を 申請するに当たり、登記記録上の住所から 転居している場合に、当該登記義務者が DV被害者等として、住民票の写し等の交 付等を制限する支援措置を受けている者で あるときには、当該支援対象者からの申出 により、当該登記の前提としての、登記名 義人の住所の変更の登記を要しない取扱い としている。その後、27年からは、支援対 象者が、新たに登記名義人となる場合につ いても、支援対象者からの申出により、そ の現在の住所を登記することを要しない取 扱いとしている。さらに、登記所に保管さ れている登記申請書及びその附属書類につ いては、利害関係人による閲覧が認められ ているところ、同年から、これらの書類の うち、支援対象者の現住所が記載されてい る部分については、支援対象者からの申出 により、閲覧を制限する取扱いをしてい る。

さらに、供託事務について、25年から、 DV被害者等から被害の相談に関する公的 証明書をもって供託官に対し申出があった 場合には、被害者が供託物払渡請求書に記 載する住所について、都道府県までの概括 的な記載にとどめることを認める取扱いと するほか、供託物払渡請求がされた後において、利害関係人 から払渡請求書の閲覧の請求がされたとき は、DV被害者等の住所等が覚知されたよさ は、DV被害者等の住所等が覚知されない ようにマスキングをする処置を施した上さ 閲覧に供する取扱いを行っている。 に、その厳格な取扱いについて、毎年、会 議等の機会を通じて周知徹底を行ってい る。

国土交通省においては、運輸支局等で登 録事項等証明書を交付する事務を行ってい る登録官に対して「登録事項等証明書の交 付請求に係る配偶者からの暴力、ストー カー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる 行為の被害者の保護のための取扱いについ て」(26年7月11日付け国土交通省自動車 局自動車情報課長通達)により、軽自動車 検査協会に対して「検査記録事項等証明書 交付請求に係る配偶者からの暴力、ストー カー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる 行為の被害者の保護のための取扱いについ て | (27年1月26日付け国土交通省自動車 局整備課長通達)により、犯罪被害者等に 関する情報の保護に係る手続の厳格な運用 を示達するとともに、犯罪被害者等に係る 情報の管理の徹底を図っている。

また、27年9月より、犯罪被害者等が保護のための取扱いの実施を求めている登録自動車に係る登録事項等証明書の出力に関して、自動車登録検査業務電子情報処理システム(MOTAS)において出力制限をかけることができるようにしており、更なる情報管理の徹底を図っている。

このほか、国土交通省においては、階層 別登録官研修(計年4回)等において、当 該取扱い並びに個人情報保護の重要性につ いて研修を行っている。その際、被害相談 窓口において当該取扱いのことを広く被害 者等へ周知してもらうためにも、当該相談 窓口を所管する相談機関等との連絡を日頃 より密にするよう伝えている。

# 【施策番号84】

オ 警察庁においては、犯罪被害者等の実名 発表・匿名発表について、引き続き適切な 発表がなされるよう、都道府県警察の広報 担当者を招致した会議等を通じて、都道府 県警察を指導している。

# (8) 一時保護場所の環境改善等

【施策番号85】

ア P13【施策番号25】参照

【施策番号86】

イ P13【施策番号26】参照

# (9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等

# 【施策番号87】

ア 警察においては、児童虐待防止対策に従事する職員、検視の専門官、少年補導職員等に対し、早期に児童虐待を発見するための観点や、関係機関との連携の在り方、カウンセリング技術等について指導・教育を行うなど、児童虐待防止に関する専門的な知識・技能の向上のための教育を実施している。

警察庁においては、平成28年4月、「児童虐待への対応における関係機関との情報共有等の徹底について」(28年4月1日付け警察庁生活安全局少年課長等通達)を発出し、確実な通告の実施や児童相談所等関係機関との一層緊密かつ適切な連携、警察における的確な対応の徹底について、各都道府県警察に指示するなどして、児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。

# 【施策番号88】

イ 文部科学省においては、児童虐待の速やかな通告を推進する上で留意すべき事項を整理した「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(24年3月29日付け文部科学副大臣通知)を通知し、学校等における取組の充実を求めている。

また、児童虐待等の問題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を 支援するスクールソーシャルワーカーの教 育機関等への配置に対して予算補助を行っている。

そのほか、都道府県・政令指定都市の教育委員会に対し、生徒指導担当者を対象とした会議等において、継続的に児童虐待防止対策を取り上げ、通告義務の周知徹底等に取り組むよう指導を行うとともに、教育機関と児童相談所の職員による合同研修への積極的な参加を促すなどにより、児童虐待の早期発見・早期対応のための体制の整備に努めている。

# 【施策番号89】

ウ 文部科学省においては、児童虐待の防止 に資する取組として、家庭教育支援チーム の組織化等による家庭教育支援体制の構築 を図り、身近な地域における保護者への学 習機会の提供や相談対応等の家庭教育を支 援する活動を補助事業により推進してい る。また、家庭教育が困難な家庭に対して 支援を届ける「地域人材を活用した学校等 との連携による訪問型家庭教育支援事業」 を都道府県に委託して実施し、家庭や子供 を地域で支える取組を推進している。

### 家庭教育支援チームによる講座の実施



提供: 文部科学省

# コラム4

# **>**

# 地域に根差した家庭教育支援チームの取組(愛媛県大洲市) ~ 家庭教育支援チーム大洲子育でサポート"そよ風" ~

近年、いじめ、不登校、児童虐待等の増加により、家庭教育の充実の必要性が指摘されるなど、社会全体で子育てを支援する必要性が高まっている。

愛媛県大洲市では、身近な支援者として保護者に寄り添うため、アウトリーチ型の支援として訪問相談等を行う取組、支援機関とのパイプ役となる取組及び心理・教育・発達的支援を行う取組を実施している。

取組に当たっては、元教員、元保育士、臨床発達心理士、人権擁護委員、保護司、主任児童委員、民生委員・児童委員、小・中学校教育相談員、高校スクールライフアドバイザー、警察少年サポーター等による「支援チーム」を組織し、保護者に対して、具体的には、次のような活動を実施している。

- (1) 相談対応として、電話相談・来所相談・訪問相談の実施
- (2) 子育で講座として、予防教育的な出前講座の開催
- (3) 子育てアドバイスや地域の子育て情報を発信するための情報紙「そよ風通信」を毎月 発行
- (1)の相談対応については毎週(月・火・木・金曜日)実施しており、平成28年度の相談 件数は148件に上り、活動初年度である20年度の約7倍となっている。

今後も、支援チームの活動を継続することにより、いじめや不登校、児童虐待等の未然防止や早期発見、保護者の心の安定による望ましい親子関係の構築、地域で家庭や子供を見守る体制の構築等がなされることが期待される。

### 【施策番号90】

エ 厚生労働省においては、全ての子供が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童相談所及び市町村の体制の強化等を盛り込んだ児童福祉法等の一部を改正する法律案を第190回通常国会に提出し、28年5月、児童福祉法等改正法が成立した(P44コラム7「児童福祉法等の改正」参照)。

28年4月に策定した「児童相談所強化プラン」においては、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司等の専門職の増員や資質の向上、関係機関との連携強化等を盛り込んでいる。

加えて、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけた時等に、児童相談所に通告・相談ができるように、児童相談所全国共通ダイヤル(189)を運用している(P38コラム6「児童相談所全国共通ダイヤル(189)」参照)。

厚生労働省においては、28年8月に開催 した全国児童相談所長会議等を通じて、児 童福祉法等改正法の内容等のほか、地方公 共団体から収集した児童相談所における弁 護士配置や要保護児童対策地域協議会にお ける警察、学校等との情報共有の取組に関 する好事例を周知し、児童相談所及び市町 村の体制強化等の取組を推進している。

# コラム5

# ۲

# 児童虐待防止対策の強化に向けた体制整備

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加し続けていること、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化を始め、子供に関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講じることが求められていた。

このため、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、28年4月以降、児童福祉法及び児童虐待防止法を所管している厚生労働省において、これまで内閣官房が担当していた児童虐待防止対策に関する関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととなった。

これを踏まえ、28年度中に次のような推進体制を確立したところである。引き続き、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省を始め、関係府省庁と緊密に連携し、児童虐待の発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、児童虐待防止対策を一層効果的に推進することとしている。

### ○ 児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議

関係府省庁が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、 一層効果的に推進するため、28年5月10日付けで、厚生労働大臣を議長とし、関係府省庁(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び厚生労働省)の局長級を構成員とする児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議を設置し、同日開催した。

また、連絡会議の下に、その方針を受けて、関係府省庁において児童虐待防止対策に係る情報の共有、具体的な連携・協力方法の検討、確認等を行うため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長を議長とし、関係府省庁の課長級を構成員とする連絡会議幹事会を設置し、28年度中は3回開催した。

#### ○ 児童虐待防止対策推進本部

厚生労働省内において、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる推進等を図るため、省内横断的な組織として、28年4月25日付けで、厚生労働大臣を本部長とする児童虐待防止対策推進本部を設置し、同日開催した。

#### 厚生労働省における児童虐待防止の推進体制

# 児童虐待防止対策推進本部【平成28年4月~】

本部長:厚生労働大臣

本部長代行:厚生労働副大臣(子育て支援担当)、厚生労働大臣政務官(子育て支援担当)

本部長代理:事務次官、厚生労働審議官

副本部長:雇用均等・児童家庭局長

副本部長代理:大臣官房長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、政策統括官(総合政策担当)

#### 本部員

- ○雇用均等・児童家庭局総務課《企画、総合調整等》、虐待防止対策推進室《児童虐待防止対策》、少子化総合対策室《地域子育て支援》、家庭福祉課《社会的養護等》、保育課《就学前の保育施策》、母子保健課《母子保健施策》
- ○医政局総務課《産科・小児医療》、地域医療計画課《産科・小児医療》
- ○職業安定局総務課《雇用対策》
- ○職業能力開発局総務課《職業的自立支援》
- ○社会・援護局地域福祉課《生活困窮家庭への支援》
- ○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課《障害児・家族への支援》、精神・障害保健課《精神障害のある家族等への支援》
- ○参事官(社会保障担当参事官室長併任)
- 会議の庶務は、政策統括官付社会保障担当参事官室の協力を得て、雇用均等・児童家庭局総務課において処理。

# コラム6

# •

# 児童相談所全国共通ダイヤル (189)

児童相談所全国共通ダイヤルとは、児童虐待やそのおそれのある事案を発見したとき等に、 すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号であり、発信した電話の市内局番 等から当該地域を特定し、管轄の児童相談所に電話を転送する仕組みとなっている。

平成27年7月からは、児童虐待を受けたと思われる子供を見つけたとき等に、ためらわずに 『いちはやく』児童相談所に通告・相談ができるように、これまで10桁であった番号を3桁番号(189)に変更したことから、電話件数(入電数)が大幅に増加している。さらに、28年4月、児童相談所に電話がつながるまでの音声ガイダンスを約70秒から約30秒に短縮したことに伴い、実際に児童相談所までつながった件数の割合(接続率)も改善している。

児童相談所全国共通ダイヤルは、児童虐待に限らず、出産・子育でに関する悩み等の相談も 受け付けている。通告・相談をした方及びその内容に関する秘密は守られ、また、匿名で行う こともできる。

詳細は、厚生労働省ウェブサイト (http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/gyakutai/) を参照。

# (10) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証の実施

# 【施策番号91】

社会保障審議会児童部会の下に設置されている児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会においては、平成16年から、児童虐待による死亡事例等について、分析、検証し、事例から明らかになった問題点・課題に対する具体的な対応策を、提言として毎年取りまとめており、28年9月には、「子どもの虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」を取りまとめた。

第12次報告においては、心中以外の虐待死(43例・44人)中、0歳児死亡が最も多く(約6割)、うち月齢0か月が約半数を占めること、実母が抱える問題として「望まない妊娠/計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が高い割合を占めること、心理的虐待による死亡事例が初めて発生したこと等が特徴として挙げられた。

# (11) 再被害の防止に資する教育の実施等

【施策番号92】

法務省においては、矯正施設に収容されている加害者のうち必要な者に対し、被害者感情を理解させるためのオリジナル教材等を活用した「被害者の視点を取り入れた教育」を受講することを義務付けている。同教育の一環として、犯罪被害者等や犯罪被害者支援に関係する者等による直接講話を実施するなど、関係者の協力を得つつ、同教育の充実を図っている。

「被害者の視点を取り入れた教育」は、被収容者に対し、自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや犯罪被害者等の心情等を認識させ、犯罪被害者等に誠意を持って対応するとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせることを目標としており、社会復帰後の犯罪被害者等への対応、再犯の防止等につながることが期待できる。

# (12) 再被害の防止に資する適切な加害者 処遇

# 【施策番号93】

ア 法務省においては、性犯罪者、ストーカー事犯者等の保護観察対象者に対しては、事案に応じて、違反した場合に仮釈放の取消し等の不良措置が執られることを的提とし、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項として、当該被害者での接触を禁止するなどの事項を設定してのる。また、性犯罪者等の特定の犯罪的傾のを有する保護観察対象者に対し、専門的処遇プログラムを受講することを特別遵守事項として設定し、これを守るよう指導監督している。さらに、事案に応じて、慰謝の措置や被害弁償に努めること等の生活行動指針を設定し、これを守る努力をするよう指導監督している。

仮釈放等審理における意見等聴取制度の施行(平成19年12月)後は、仮釈放者及び少年院仮退院者については、犯罪被害者等から聴取した意見等を踏まえ、より一層適切に特別遵守事項を設定している。

#### 【施策番号94】

イ 警察においては、恋愛感情等のもつれに 起因する暴力的事案に係る保護観察付執行 猶予者について、保護観察所との緊密かつ 継続的な連携によって、当該対象者の特異 動向等を双方で迅速に把握し、必要な措置 を講じている。28年6月に刑の一部の執行 猶予制度が導入されることに伴い、警察庁 においては、「恋愛感情等のもつれに起因 する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観 察付執行猶予者に関する措置について」(28 年5月31日付け警察庁生活安全局長等通達)を発出し、情報共有の対象を仮釈放者等にまで拡大するなどし、保護観察所との更なる連携を推進している。

(法務省における取組については、【施策番号93】参照)。

# 【施策番号95】

- ウ 法務省においては、保護観察対象者に対して、再び罪を犯さない決意を固めさせるとともに、犯罪被害者等の意向に配慮しながら誠実に対応することを促すため、しょく罪指導のためのプログラムを策定し、全国の保護観察所において、一定の重大な犯罪をした保護観察対象者に対し、以下のとおり個別指導を実施している。
  - (ア) 自己の犯罪行為を振り返らせ、犯した 罪の重さを認識させる。
  - (4) 犯罪被害者等の実情(気持ちや置かれた立場、被害の状況等)を理解させる。
  - (ウ) 犯罪被害者等の立場で物事を考えさせ、また、犯罪被害者等に対して、謝罪、被害弁償等の責任があることを自覚させる。
  - (エ) 具体的なしょく罪計画を策定させる。

# (13) 再被害防止のための安全確保方策の 検討

# 【施策番号96】

警察庁においては、関係省庁と連携して犯 罪被害者等の安全確保方策について検討する ため、ストーカー事案や配偶者等からの暴力 事案を始め、犯罪被害者等が同一の加害者か ら再被害を受けている実態等の把握方法等に ついて検討を行っている。

# (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等(基本法第19条関係)

# (1) 職員等に対する研修の充実等

【施策番号97】

ア P26 【施策番号62】参照

#### 【施策番号98】

イ 警察においては、警察官の採用時や昇任

時に、各階級の役割又は職に応じた犯罪被 害者支援に関する必要な知識について教育 しているほか、専門的知識を必要とする職 務に従事する実務担当者に対して、犯罪被 害者支援や被害者カウンセリング技術等に 関する教育及び研修の機会を設けている。

また、犯罪被害者等の心情を理解するための教育として、犯罪被害者、遺族等による講演会、支援の現場で被害者に向き合い被害者の心情に関する共感と知識が深い警察官や有識者による講演会、犯罪被害者支援担当者の体験記の配布等を実施している。さらに、犯罪被害者等への対応の改善及び二次的被害を防止するための教育として、警察本部犯罪被害者支援担当課による各警察署に対する巡回教育、民間被害者支援団体との連携要領についての教育、性犯罪被害者への支援要領についての教育等を実施している。

# 【施策番号99】

ウ 警察庁においては、都道府県警察においてストーカー事案対策及び配偶者暴力事案 対策に従事する警察官に対し、実務に必要 な専門的知識を修得させるための教育を 行っている。

また、都道府県警察においては、警察署 において恋愛感情等のもつれに起因する暴 力的事案を始めとする人身安全関連事案対 処に従事する警察官に対し、必要な教育を 実施し対処能力の向上を図っている。

### 【施策番号100】

エ 警察庁においては、都道府県警察の被害 児童支援担当者等を対象とした各種研修の 機会において、被害児童支援の知識及び被 害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を 図るための講義や面接の訓練等を行ってい る。

# 【施策番号101】

オ 法務省においては、検察官等に対する犯 罪被害者支援をテーマにした講義や更生保 護官署職員に対する犯罪被害者支援の実務 家による講義等を実施しているほか、全国 の地方検察庁に配置されている被害者支援 員等を対象として、検察における犯罪被害 者等の保護・支援についての研修を実施す るなどし、職員の対応の向上に努めてい る。 (更生保護官署職員、矯正施設職員に対する研修等については、P55【施策番号148、149】参照)

# 【施策番号102】

カ 法務省においては、検察官等を被害者支援団体等に派遣したり、検察幹部が参加する各種会議等において犯罪被害者等の心情を理解し、適切な対応に努めるよう指示したりするなどし、職員の対応の向上に努めている。

# 【施策番号103】

キ 法務省においては、検察官に対する研修 の中で、児童や女性の犯罪被害者等と接す る上での留意点等を熟知した専門家等によ る講義を実施している。

# 【施策番号104】

ク 法務省においては、副検事に対する研修 の中で、交通事件の捜査・公判に関する留 意点等を熟知した専門家等による講義を行 うとともに、被害者及び遺族の立場等への 理解を深めるための講義を実施している。

# 【施策番号105】

ケ 法務省においては、検察官等に対する研修の中で、犯罪被害者等からの事情聴取時の配慮事項等、犯罪被害者等の保護・支援についての講義を実施するなどし、検察官等の意識の向上に努めている。

# 【施策番号106】

コ 日本司法支援センターにおいては、全国 の犯罪被害者支援の窓口となる職員に対し て、臨床心理士を外部講師として招へいす るなどし、二次的被害の防止に関する研修 を実施している。

# 【施策番号107】

サ 厚生労働省においては、犯罪被害者等を 含め、地域住民への適切な対応を図るた め、民生委員が相談援助活動を行う上で必 要不可欠となる守秘義務の遵守等の知識と 技術を修得するための研修を実施する都道 府県等に対して、この研修に要する経費の 一部を補助している。民生委員の全国組織 である全国民生委員児童委員連合会では、 標準的な研修カリキュラムを定め、各地域 において研修の充実が図られるよう、その 普及を図っている。

# 【施策番号108】

シ 厚生労働省においては、全国婦人相談所 長及び婦人保護主管係長研究協議会や全国 婦人相談員・心理判定員研究協議会で婦人 相談所長や婦人相談員等に対する研修を厚 生労働省主催で行うとともに、平成23年度 から国立保健医療科学院で、婦人保護の中 核を担う行政機関の指導的職員に対して、 専門的な知識・手法の習得を促す婦人相談 所等指導者研修を実施している。また、全 国婦人保護施設等連絡協議会が開催する全 国婦人保護施設長等研究協議会や全国婦人 保護施設等指導員研究協議会で講演や行政 説明を実施することで婦人保護施設の職員 の専門的な資質向上を図っている。

都道府県においては、婦人相談所、婦人 保護施設、母子生活支援施設、福祉事務 所、民間団体等で配偶者からの暴力被害者 等の支援を行う職員を対象に、専門研修を 実施しており、厚生労働省において、これ らの研修等に要する費用を補助している。

○ 海上保安庁においては、基本的人権を 尊重した適正な職務執行を行うため、海 上保安学校等において、犯罪被害者等の 人権に関する教育を行っている。

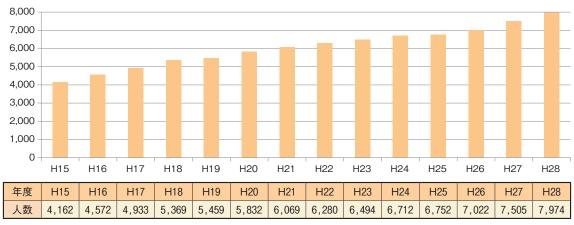
# (2) 女性警察官の配置等

# 【施策番号109】

警察においては、性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者の望む性別の警察官が対応する必要があること等から、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪捜査の研修を行うなどして性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図っている。

平成28年4月現在、性犯罪事件において、 性犯罪被害者から事情聴取等を行う性犯罪指 定捜査員として指定されている女性警察官等 は、全国の都道府県警察において7,974名で ある。

### 性犯罪指定捜査員等の推移



平成28年4月現在

また、全国の都道府県警察本部の性犯罪捜査担当課に性犯罪捜査指導官の設置を推進しているほか、同課の性犯罪捜査指導係への女性警察官の配置等により、性犯罪捜査に関する指導体制の構築を行っており、28年4月現

在、都道府県警察の性犯罪捜査指導係員は 295名、うち女性警察官は124名である。

さらに、性犯罪事件の認知後、証拠採取を 行うに当たって、性犯罪被害者の精神的負担 を軽減するため、証拠採取に必要な用具や当 該被害者の衣類を預かる際の着替え等をまとめた性犯罪証拠採取セットを、28年4月現在、全国で3,013セット保有し、また、性犯罪事件の被害状況の再現を行う際の性犯罪被害者の精神的負担を軽減するため、当該被害者の代わりとして使用する性犯罪被害者捜査用ダミー人形を、28年4月現在、全国で2,182体整備している。

このほか、事情聴取における相談室や被害 者支援用車両の積極的な活用や、事件発生時 における迅速かつ適切な診断・治療、証拠採 取や女性医師による診断等を行うため、産婦 人科医会とのネットワークを構築し、具体的 支援を提供するための連携の強化等を図り、 適正かつ円滑な性犯罪捜査を推進している。

#### 被害者支援用車両内の様子(被害者は模擬)



女性医師による診断の様子(被害者は模擬)



○ 海上保安庁においては、性犯罪等に係る 女性被害者が捜査の過程において受ける精 神的負担を少しでも緩和するため、女性海 上保安官による事情聴取や付添い等を行っ ている。

# (3) 被害児童からの事情聴取における配慮

# 【施策番号110】

検察庁、警察及び児童相談所等においては、児童の負担軽減及び児童の供述の信用性の確保の観点から連携を強化しており、具体的には、被害児童の事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が聴取を行うことについて積極的に検討したり、被害児童からの事情聴取に際しては、聴取の場所・回数・方法等に配慮するなどの取組を進めている。

# (4) ビデオリンク等の措置の適切な運用 【施策番号111】

法務省においては、刑事訴訟に関して、犯罪被害者等の意見をより適切に裁判に反映させるための犯罪被害者等の意見陳述の制度や、証人の証言時の負担・不安を軽減するためのビデオリンク等の制度の運用について、適切な対応が行われるよう、会議や研修等の様々な機会を通じて、検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努めている。また、犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」にもこれら制度の情報を掲載している(P50【施策番号128】参照)。

### 証人への付添い



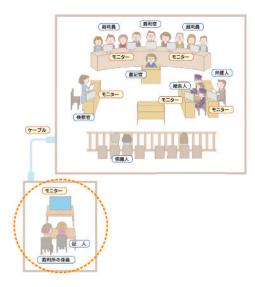
提供:法務省

# 証人への遮へい



提供:法務省

# ビデオリンク方式



提供:法務省

平成28年中に、証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の延べ数は128人、証人尋問の際に遮へいの措置が採られた証人の延べ

数は1,623人、ビデオリンク方式による証人 尋問が行われた証人の延べ数は303人であっ た。

証人の保護等の状況

年次	証人の保護等			
+ //	付添い	遮へい	ビデオリンク	
平成24年	121	1,757	288	
平成25年	116	1,792	278	
平成26年	112	1,661	299	
平成27年	141	1,563	290	
平成28年	128	1,623	303	

(注)

- 1 最高裁判所事務総局の資料(概数)による。
- 2 いずれも高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所における証人の数 (延べ人員)である。

提供:法務省

20年4月から、民事訴訟法が一部改正され、民事訴訟において犯罪被害者等を証人等として尋問する場合に、付添い、遮へい又はビデオリンクの各措置を採ることが認められている。

28年中の民事訴訟における付添い回数は7回、遮へい回数は204回、ビデオリンク回数は17回である(いずれも証人尋問及び当事者尋問の数値であり、各措置を併用した場合であっても、それぞれ各別に1回として計上している)。

# (5) 警察における犯罪被害者等のための 施設の改善

# 【施策番号112】

警察においては、犯罪被害者等が安心して 事情聴取に応じられるようにするため、その 心情に配意し、応接セットを備えたり、照明 や内装を改善した部屋を利用できるようにす るなどして、全国の全ての警察署に被害者用 事情聴取室を整備している。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等に 立ち入ること自体に抵抗を感じる場合がある ことから、機動的に犯罪被害者等の指定する 場所に赴くことができ、犯罪被害者等のプラ イバシー保護等に配意しながら必要な事情聴 取や実況見分等を行える、移動式被害者用事 情聴取室ともいえる被害者支援用車両を導入して、犯罪被害者等からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用している。さらに、公の施設、ホテル、大学等の警察施設以外の相談会場の借上げも行っている。

# (6) 検察庁における犯罪被害者等のため の待合室の設置

# 【施策番号113】

法務省においては、被疑者等の事件関係者と顔を合わせたくないという犯罪被害者等の心情への配慮と精神的負担の軽減のため、平成28年度に建て替えが完了した検察庁2庁舎に被害者専用待合室を設置した。29年度中に建て替えが完了する見込みの検察庁2庁舎についても、同室を設置することとしており、未設置の検察庁については、スペースの有無、設置場所等を勘案しつつ、今後も同室の

設置について検討していく。

### 犯罪被害者等のための待合室



提供:法務省

# コラム7



# 児童福祉法等の改正

児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、平成28年5月、児童福祉法等改正法が成立した(28年6月3日公布、29年4月1日全面施行)。

児童福祉法等改正法では、「児童福祉法の理念の明確化等」、「児童虐待の発生予防」、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童への自立支援」を改正の柱とし、その担い手となる国、都道府県、市町村それぞれの役割と責任が示された。

このうち、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」では、子供の安全を確保するための初期 対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や都道府県の体制強化が図られた。

市町村については、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うこととされ、次の規定が設けられた。

- 市町村は、子供等に対する必要な支援(実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、 関係機関との連絡調整等)を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職の配置を義務付け、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。
- 病院、診療所、児童福祉施設、学校等において、要支援児童等と思われる者を把握した 場合には、当該児童等の情報を現在地の市町村に提供するよう努めるものとする。

また、都道府県(児童相談所)については、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、 市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応 が必要な業務を適切に行うこととされ、次の規定が設けられた。

- 児童相談所に児童心理司、医師又は保健師、指導及び教育を行う児童福祉司(児童福祉 司スーパーバイザー)を配置するものとし、児童福祉司(スーパーバイザーを含む。) は、国の基準に適合する研修を受けなければならないものとする。
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識・経験を必要とする業務を適切か つ円滑に行うため、児童相談所への弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものする。
- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。

なお、政府は児童福祉法等改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所 を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講じることとされた。

# 児童福祉法等改正法を踏まえ、厚生労働省では、

- 市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループにおいて、子供等に対する必要な支援を行うための拠点機能の在り方、市区町村が虐待対応の具体的な支援業務を適切に行うために必要な支援方策(ガイドライン)の策定、専門人材の養成及び確保方策等
- 子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループにおいて、児童福祉司、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職等が受講する研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習会のガイドライン策定、児童相談所の体制強化(専門職の配置基準、中核市・特別区における設置支援等)等

の検討を行っているほか、必要な予算を確保するなどし、児童虐待への取組を推進していくこととしている。